

地域住民の多様化する 知のニーズに応える役割を 担い始めた公立図書館

文部科学省が組織している有識者会議の一つである「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が、2006年に「これからの図書館像…地域を支える情報拠点をめざして(報告)」という報告書を出しました。これが一つの契機となり、公立図書館を地域の発展に欠かせない施設と位置づける動きが見られるようになっていきます。その背景には、大きく二つの要因があります。一つは、バブル経済の崩壊以降、長期にわたって景気が低迷したことが挙げられます。企業はいままでのやり方を踏襲しているだけでなく、新しい事業やビジネスチャンスに挑戦する必要に迫られました。そのためには法律や税務特許などの知識や情報が必要不可欠ですが、その点で大企業と比べて情報格差がある中小企業などに、必要な情報や資料を提供することが、公立図書館に求められ始めたのです。二つ目は、

1990年代後半から始まった地方分権の流れが挙げられます。地方公共団体は地域の状況に応じた独自の政策を立案していくことが求められ、また、地域住民は行政や市民社会の形成に直接参画する機会が増えます。そこで、両者には、行政資料やさまざまな関連情報、資料が必要になります。公立図書館はレファレンスサービスを通して、そうしたニーズに応えるようになりました。サービスの提供にあたり、図書館のみならず雑誌や新聞記事、インターネット情報源なども活用した総合的な情報提供サービスを行う情報拠点となることが求められたわけです。特に、地域住民にとっては、住民による自律的な判断を支える施設として位置づけられていきました。三つ目は、住民の高齢化が挙げられます。高齢化とともに増える病気やケガ、介護など「医」に関する基礎的な情報を求める声が高まってきたのです。近年、治療にあたって医師がインフォームド・コンセントを行うことが義務づけられています。そこで医師の説明を十分に理解するには、患

News & Opinion

いま、地域活性化の目玉として 変貌する公立図書館に注目したい

公立図書館というと、趣味や教養の本を借りたり、学生が勉強する場所、というイメージがありますが、最近はさらに機能や役割が広がり、地域の情報拠点や地域活性化の中核となるところもあります。いま、公立図書館はどう発展し、その背景には何があるのでしょうか。



青柳 英治 Eiji Aoyagi

明治大学 文学部 教授
【研究分野】図書館情報学
【研究テーマ】図書館専門職員の人的資源管理、専門図書館のサービス活動と管理運営
【主な著書・論文】
『専門図書館の役割としごと』(共編著) 勁草書房, 2017
『ささえあう図書館: 「社会装置」としての新たなモデルと役割』(編著) 勉誠出版, 2016
『図書館制度・経営論: ライブラリー・マネジメントの現在』(分担執筆) ミネルヴァ書房, 2013
『専門図書館の人的資源管理』(単著) 勉誠出版, 2012

者やその家族の側にも、医療や医薬品に関する知識、また、医療機関や医療制度に関する情報を身につけておくことが必要です。こうした情報提供も公立図書館が担う役割となってきました。つまり、公立図書館は、身近な生活の問題や地域の課題解決を支援するための情報拠点となってきたのです。インターネットが発達した現代では、知りたい情報は、身近にあるパソコンやスマートフォンで検索すれば何でも得られると思われがちですが、逆にいえば、的確な検索ができなければ、十分な情報を得ることができません。場当たりのなキーワード検索では、部分的な情報しか得られない場合もあり、それでは体系化した知識は身につけません。司書の助けを借りることができると公立図書館では、目的にかなった資料や情報を得たり、知識の幅を広げることができると、あらためて認識されるようになってきたのではないのでしょうか。

公立図書館への指定管理者制度 導入に反対する地域が出ています

こうした背景のもと、公立図書館のあり方も変わってきています。その一つが、2003年に地方自治法の改正にもなると導入された指定管理者制度です。この制度は、公共施設の管理・運営を民間事業者などに委託し、その知恵や創意工夫によって施設のサービスを向上させ、かつ、経費節減を実現できると考えられているもので、公立図書館でも導入が進んでいます。日本図書館協会の調査によると、2015年現在、市区町村立図書館における導入率は14.6%で、導入数は469館となっています。この制度の導入により、開館日が増えたり、自動貸出機の導入によって本の貸出や返却手続きがスピーディになったり、スタッフに司書有資格者が増えるなどの利点が挙げられます。カフェなどが併設されて話題となった図書館の報道を目にしたことがある人も多いのではないのでしょうか。このように見ると、利用者にとってはサービスの向上につながっているようですが、実は、地域住民が指定管理者制度導入に

反対する運動を起こしている地域も出てきているのです。

まず、大きな問題は、経費節減が主目的になってしまうことです。地方公共団体は、より少ない予算での運営を求めるため、指定管理者は、経費節減に努めることとなります。地方自治法により指定管理者の契約期間は、たとえば3～5年といった具合に期間を定めて行い、見直す必要があるため、運営の継続が保証されていません。そのため指定管理者は、図書館で働く司書の安定雇用を保障できず、経費節減のために低賃金で、しかも有期雇用の非正規社員として雇うことが多くなります。いわゆる官製ワーキングプアを生み出す要因にもなっているのです。次に、そもそも公立図書館は、図書館法により入館や図書館資料の利用にあたり対価徴収できないと定められているため、指定管理者は図書館から事業収益を見込めません。そのため、指定管理者の中には新古書店の資料を選定し購入することで、利益を上げようとするケースも見られます。しかし、それ

では指定管理者が入手しやすい本が並べられ、利用者が求める本が少なくなるといったことにもなりかねません。図書館本来の機能である、適切な本を選ぶという選書機能が働かず、市民の知る権利を守るという観点からも問題です。

さらに、指定管理者には、利用者がどんな本を借りたのかという個人情報を保護し、しっかりと管理することが求められますが、その管理体制が確立できていないのも不安です。これでは、中長期的な展望を持ち、質の高いサービスを提供していくことは難しくなります。こうした点から、公立図書館の指定管理者制度導入に反対する地域が出てきたということです。実際、地方公共団体の直接運営に戻した図書館が2016年度までに14館あります。地域の情報拠点という役割が今後も高まる公立図書館では、地域住民の意見も参考にしながら、図書館のあるべき姿を検討していくことが重要です。

新しい図書館像が注目され始めている

地方公共団体と住民が協働で、町づくりの核に公立図書館を位置づけ、活動しているところがあります。長野県の小布施町では、町民を中心に図書館づくりの委員会を立ち上げ、2009年に町立図書館を開館しました。そして、サービス活動の一つとして、「まちじゅう図書館」構想をスタートさせました。所有する本が多い人や図書館への本の寄贈を考えていた人が、自宅や店先に本を並べ、通りすがりの人と、本

を通してコミュニケーションを広げようという取り組みです。もともと観光地でもあった小布施町は、こうした取り組みが知られて訪れる人が増え、経済波及効果も上がっているといえます。公立図書館を地域住民の社会参加の場と捉え、図書館の活動や事業に参画してくれる地域住民の協力を得ることで、町の活性化につなげていくことを意図しています。

また、公民連携（Public Private Partnership）によるまちづくりを推

進しているところもあります。岩手県の紫波町では「オガールプロジェクト」に取り組んでいます。プロジェクトの核に、さまざまな機能を持った複合施設群があり、その中のオガールプラザは官民複合施設で、紫波町図書館のほか、交流館、子育て支援センター、産地直売所、医療施設などが入っています。図書館はこれらの施設と連携して、たとえば、産地直売所では、野菜や果物の棚に、それぞれの食材を使った図書館所蔵のレシピ本を紹介するポッ

プが置かれています。産地直売所のお客様を図書館に呼び込んだり、レシピ本を読んだ人は農産品を買いたくなる仕掛けです。また、図書館には、農業を支援するための関連資料を並べたコーナーや、農業関連の有料データベースが無料で使えるコーナーもあります。農業を基盤とする紫波町では、図書館は農業支援サービスの一環として、産地直売所と連携して農産品の販売促進にも関わり、地域の振興に貢献しているのです。こうしたサービスをより理解し、利用してもらうために、図書館の司書は農家まで出向き、図書館のサービス内容や活用の仕方を説明する活動も行っているといえます。

公立図書館は地域に対し、課題解決に資するサービスを提供する情報ハブとしての役割も担い始めました。公立図書館は、指定管理者に頼るのではなく、地方公共団体が責任を持って図書館の運営に主体的に関わり、地域住民との協働や、関連機関との連携・協力を図っていくことが、新しい図書館像として今後、注目されていくと考えます。



小布施町立図書館 館内の様子



小布施町立図書館 外観

(提供) 小布施町立図書館

